

早良アン・アン・ネットワーク通信

No.8 令和3年8月4日

クロスボウは (通称：ボウガン) 所持禁止になり!!

銃刀法が改正され、クロスボウの所持が原則禁止・許可制となります。

改正法の施行後、不法に所持した場合、罪に問われます！（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

※改正法は、公布の日から9か月以内に施行されます。



銃刀法の規制対象となるクロスボウとは、どのようなもの？

引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、矢の運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得る値以上となるものです。



自宅などにクロスボウを所持している場合は？

改正法の施行後6か月以内に許可申請をするか、警察に処分を依頼してください。（施行後6か月以内にこれらの措置を講ずれば、罪に問われません。）



具体的な処分方法は？

最寄りの警察署に直接持ち込んでいただければ、無償で処分します。（処分の依頼は施行前でも受け付けています。）

改正法や警察署への
持込みに関する詳細は
警察庁ホームページにて



<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/crossbow/index.html>

クロスボウに関するお問い合わせは、平日の執務時間中(9:00～17:45)に

早良警察署 生活安全課 防犯係

092-847-0110（内線263又は266）まで。

事件事故や安全安心に
関する情報を職場・自宅
のパソコンに配信中！

早良アン・アン・ネットワーク通信

受信を希望する方は、校区または住所（氏名の記載は任意です）
を記載して早良署宛にメール送信してください。

早良署メールアドレス sawara-ps@police.pref.fukuoka.jp